

高収益作物次期作支援交付金の運用見直しに関する追加措置について

- 本交付金の運用見直しにより、交付金が減額又は交付されなくなる農家において、**本交付金を見込んで機械等に投資した農家への対応**が課題。
- このため、コロナ禍でも積極的に投資し、生産性の向上等に取り組む農家の経営に影響が生じ、取組の継続ができなくなるということがないように、**追加の措置を行う**。

高収益作物次期作支援交付金に以下の措置を追加。

【対象者】 運用見直しにより交付予定額が減額又はゼロとなった農家であって、10月30日以前に、次期作に向けて、新たに機械・施設を整備したり、資材等を購入又は発注した者

- 【対象経費】** ① **機械・施設の取得費（定額）**
② **①以外（資材等）の取組の掛かり増し経費（定額）**

※ ただし、補助額は、運用見直し前の交付予定額が上限
（交付額が減額となった場合は、その減額分が上限）

追加措置の対象となる取組の例

① 機械・施設の取得費

・ 機械の新たな取得費

・ 設備や施設の整備費

② 資材等の取組の掛かり増し経費

・ 新たな資材等の経費

(例)

- ・ 従来使用しない肥料や土壌改良資材の購入、優良な種苗の購入・更新など

・ 通常使っている資材の使用量の増加分の経費

(例)

- ・ 品質向上のための肥料の施用量の増加分

・ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費

〔 本交付金を契機に、生産性や収量の向上等の取組を進めるため、地域で推奨して導入を進めている資材等の購入経費が対象 〕

(例)

- ・ 品質のバラツキの解消のため、地域でまとめて特定の肥料を利用
- ・ 産地で決めた優良品種の種苗への切り換え
- ・ 土壌分析に基づき導入した土壌改良資材の利用

資材等の取組の掛かり増し経費（対象となる経費の具体例①）

（1）新たな資材等の経費

- ・ 品質向上のため新たにたい肥を施用
- ・ 栽培方法を変更し、それに必要となる被覆資材を新たに導入
- ・ 前作まで使用していた肥料Aに代えて、肥効の高い肥料Bを導入
- ・ 排水性向上のため、新たに弾丸暗渠を実施

（2）通常使っている資材の使用量の増加分の経費

- ・ 品質向上のため、従来使用していた肥料の面積当たり使用量を増加
（使用量を2割増やした場合は、その2割分が対象）
- ・ 規模拡大に伴い、従来使用していた農薬の使用量を増加
（2ha→3haに規模拡大した場合は、規模拡大分の1haに使用する分が対象）

資材等の取組の掛かり増し経費（対象となる経費の具体例②）

③ 新たに地域や生産者がまとまって導入に取り組む資材等の経費

① 地域において新規性のある資材の導入

（地域で十分に普及していない新規性のある資材の利用を進める場合）

- ・ 地域でまとまって導入を決めた新しい品種の種苗の購入
- ・ 病害虫リスクの変化に対応して、新たに地域で重点導入することとした農薬の購入。
- ・ 品質のバラツキを抑えるため、新たに地域でまとまって導入を決めた肥料の購入

② 地域の栽培基準等で推奨されている資材の導入拡大

（従来から地域のほとんどで利用されている資材は除く）

- ・ 県の栽培マニュアルに定められた資材のうち、導入が一部に止まっており、地域で導入拡大を進めている資材の購入
- ・ 防除暦に記載されているが、地域で利用が徹底されておらず、導入拡大を進めている農薬の購入。

③ 地域で行った土壌分析の結果に基づいて導入した資材

- ・ 土壌分析に基づき導入するたい肥の購入

④ 具体的な目標をもって生産者が選定した資材

- ・ コスト削減や生産性・品質向上等の具体的な目標を達成するため、一定の根拠^{※1}の下に選定し、生産者がまとまって導入拡大を進めている資材^{※2}の購入。

※1 例：土壌分析の結果、栽培マニュアルなど

※2 生産者の間で利用が徹底されていない資材に限る。

（3）のチェックポイント（両方をチェック）

□ 地域で生産性の向上等のために導入を取り決めた又は推奨している資材・取組であること。または、生産者がまとまって生産性向上のために導入を取り決めた資材・取組であること。

（→地域の取り決めの資料、農家向け周知用のチラシ、地域の栽培基準、生産者間での取り決め資料等をいつでも提出できるよう保管してください。）

□ 本交付金を契機に地域または生産者がまとまって利用拡大が図られたものであり、従来からその地域または生産者のほとんどで利用されている資材・取組ではないこと。